全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第５条の２及び第８条第２項第１２号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（都道府県の役割）

第２条　都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

２　都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

（ブロック幹事県の設置等）

第３条　被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2　複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
3　幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
4　各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
5　幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
6　幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）
第４条　いずれかの都道府県において、震度６弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
2　連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
3　連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
4　連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）
第５条　前条の連絡本部が設置された場合にあって、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。
2　複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあっては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
3　情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。

4　現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第６条　複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2　対策本部は、第４条第１項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。

3　本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。

4　対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（広域応援の実施）

第７条　全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第３条第５項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2　全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3　通信の途絶等により、第３条第５項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第１項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第８条　首都直下地震等により、第４条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2　前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

（経費の負担）

第９条　広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

２　被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
３　被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）
第10条　この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）
第11条　全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）
第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成18年７月12日から適用する。
２　平成８年７月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成19年７月12日から適用する
２　平成18年７月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成24年５月18日から適用する。
２　平成19年７月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成30年11月９日から適用する
２　平成24年５月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月９日

全　国　知　事　会　会　長
埼　玉　県　知　事

全国知事会　危機管理・防災特別委員会委員長
三　重　県　知　事

全国知事会　東日本大震災復興協力本部本部長
静　岡　県　知　事

北海道東北地方知事会会長
北　海　道　知　事

関東地方知事会会長
埼　玉　県　知　事

中部圏知事会会長
愛　知　県　知　事

近畿ブロック知事会会長
滋　賀　県　知　事

中国地方知事会会長
広　島　県　知　事

四国知事会常任世話人
愛　媛　県　知　事

九州地方知事会会長
大　分　県　知　事

大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」）という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第５条の２、第８条第２項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

（カバー（支援）県の設置）

第３条　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第３条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目（以下「８道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

２　カバー（支援）県は、被災道県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

（ブロック間応援）

第４条　全国協定第９条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、８道県協定実施細目で定めるものとする。

（幹事県の役割）

第５条　全国協定第４条第１項に規定する幹事県は、８道県協定実施細目で定めるものとする。

２　幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

（１）　複数道県が被災した場合における、全国協定第４条第３項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請

（２）　全国協定第９条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

（連絡調整員の派遣）

第６条　カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

２　被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

（応援の内容）

第７条　応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（応援の要請）

第８条　被災道県は、第２条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

２　被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

（１）　資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

（２）　施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

（３）　職種及び人数

（４）　応援区域又は場所及びそれに至る経路

（５）　応援期間（見込みを含む。）

（６）　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第９条　カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

２　カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

３　前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第10条　応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（ブロック間応援におけるカバー（支援）県）

第11条　複数道県が被災し、全国協定第９条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

２　隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第１条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

（資料の交換）

第12条　道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条　道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置す

るものとする。

（準用）

第14条　この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、第２条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附　則

１　この協定は、平成19年11月８日から効力を生ずるものとする。

２　平成７年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附　則

１　この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。

２　平成19年11月８日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書８通を作成し、各道県記名押印の上、各１通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

青森県知事　三　村　申　吾

岩手県知事　達　増　拓　也

宮城県知事　村　井　嘉　浩

秋田県知事　佐　竹　敬　久

山形県知事　吉　村　美栄子

福島県知事　佐　藤　雄　平

新潟県知事　泉　田　裕　彦

大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第２条に規定する連絡担当部局は、別表１のとおりとする。

（カバー（支援）県）

第３条　協定第３条に規定するカバー（支援）県は、別表２のとおりとする。

（ブロック間応援）

第４条　協定第４条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表３により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

（幹事県）

第５条　協定第５条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

（応援の内容）

第６条　協定第７条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

（１）　人的支援及び斡旋

ア　救助及び応急復旧等に必要な要員

イ　避難所の運営支援に必要な要員

ウ　支援物資の管理等に必要な要員

エ　行政機能の補完に必要な要員

オ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

（２）　物的支援及び斡旋

ア　食料、飲料水及びその他生活必需物資

イ　救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

（３）　施設又は業務の提供及び斡旋

ア　ヘリコプターによる情報収集等

イ　傷病者の受け入れのための医療機関

ウ　被災者を一時収容するための施設

エ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務

オ　仮設住宅用地

カ　輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

（４）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

（ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制）

第７条　協定第９条第１項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表３のとおりとする。

２　ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（応援職員等の表示等）

第８条　協定第６条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

２　被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

（応援職員等の携行品）

第９条　応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

（応援職員等に対する便宜の供与）

第10条　被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（防災訓練等）

第11条　道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

（応援職員等の派遣に要する経費負担等）

第12条　協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

（２）　応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。

（３）　応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。

（４）　前３号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費の支払方法）

第13条　応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

（１）　応援職員等の派遣については、前条に規定する額

（２）　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

（３）　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

（４） ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
（５） 施設の提供については、借上料
（６） 前５号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額

２　前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。

３　前２項の規定により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第14条　協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

第15条　協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

２　交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第６条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第16条　協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表４に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第17条　協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表４に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附　則

１　この実施細目は、平成19年11月８日から施行する。

２　平成11年４月１日の実施細則は、これを廃止する。

附　則

１　この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。

２　平成19年11月８日の実施細則は、これを廃止する。

別表２

カバー（支援）県

被災道県名	第１順位	第２順位	第３順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表３

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表４

連絡協議会及び協定見直し当番道県のローテーション

順　番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第１項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の８第１項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第２条　応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　災害応急対策に従事する職員の派遣

(2)　災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

(3)　被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん

(4)　広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第６条　応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1)　第１要請　被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

(2)　第２要請　被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3)　第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

(1)　被害の種類及び状況

(2)　職員の職種別人員

(3)　車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

(4)　資機材及び物資等の品名、数量等

(5)　受入れを求める被災住民の人数等

(6)　応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路

(7)　応援等の期間

(8)　前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

２　応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

３　前２項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援等の経費の負担）

第８条　応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

２　応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

３　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条　この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

２　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

３　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年３月31日から施行する。

平成20年６月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年３月31日

北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田　岡　克　介

北海道町村会
北海道町村会長　寺　島　光一郎

別　表

地　域　区　分	構　成　市　町　村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石 狩 振 興 局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日 高 振 興 局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜 山 振 興 局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留 萌 振 興 局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根 室 振 興 局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第２項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（応援等の要請の方法）

第３条　協定第７条第１項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援等の要請等の連絡系統）

第４条　協定第７条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第２を基本とする。

（経費負担の内容等）

第５条　協定第８条第１項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　職員の災害応急対策への従事　応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額

(2)　備蓄物資及び資機材　当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費

(3)　調達物資及び資機材　当該物資及び資機材の購入費及び輸送費

(4)　車両、船艇、機械器具等借上料　燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5)　施設の提供　借上料

(6)　その他協定に基づき実施した応援等に係る経費　その実施に要した額

２　協定第８条第２項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

３　応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

４　応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあっては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5　前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この実施細目は、平成27年３月31日から施行する。

平成20年６月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年３月31日

北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田　岡　克　介

北海道町村会
北海道町村会長　寺　島　光一郎

別表第２

連 絡 系 統 図

第１要請（同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

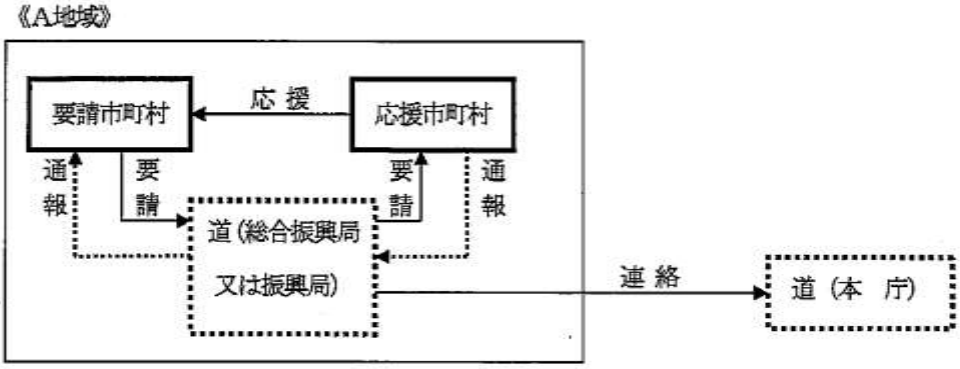

（注）総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第２要請（他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

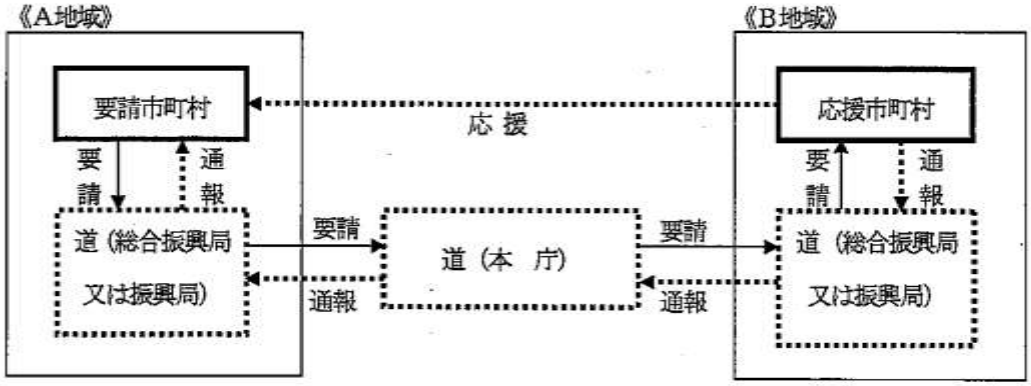

（注）総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第３要請（道への要請）

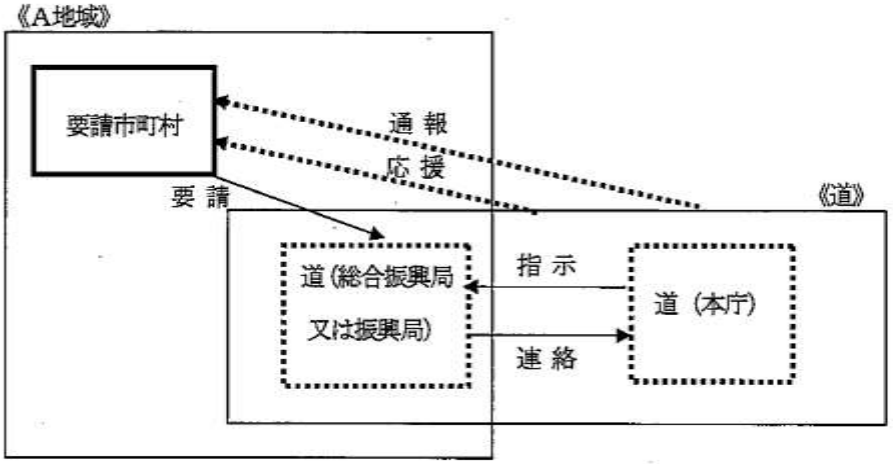

大規模災害時の連携に係る協定書

北　　海　　道
陸上自衛隊北部方面隊

大規模災害時の連携に係る協定書

北海道（以下、「甲」という。）と、陸上自衛隊北部方面隊（以下、「乙」という。）は、大規模災害（北海道地域防災計画等で対象とする災害）に際し、北海道及び北部方面隊が連携し、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、下記のとおり協定を締結する。

記

（平素における連携）

第１条　情報連絡体制の充実

甲及び乙は、災害に係る情報伝達及び情報共有を円滑にするため、複数の情報伝達手段の確保等、情報連絡体制の充実を図るものとする。

第２条　情報資料の収集・整理・共有

甲及び乙は、乙の応急対策活動が円滑に行われるよう、収集・整理した各種災害に係る各種資料（地誌資料、災害発生予測に関する資料、住民避難予定地、ヘリコプター離着陸場適地、活動拠点適地等）を共有するものとする。

第３条　各種災害に係る計画の作成・修正

甲及び乙は、各種災害に係る計画の作成・修正について、積極的に連携するものとする。

第４条　連絡・調整

甲及び乙は、甲又は乙の主催する各種災害に係る会議等に積極的に参加するものとする。

第５条　防災訓練

１　甲及び乙は、甲又は乙の主催する各種災害に係る防災訓練に積極的に参加するものとする。

２　甲及び乙は、防災訓練の実施に当たり、実際的・効果的な防災訓練を推進するとともに、訓練成果を共有し各種計画の見直し等を行い、応急対策活動態勢の維持及び整備を図るものとする。

第６条　防災関係資機材等の通知

甲は、乙の応急対策活動を円滑にするため、甲の保有する防災関係資機材等の品目、数量、集積場所等を乙に通知するものとする。

（初動における連携）

第７条　初動対応

１　大規模災害の発生が予想される場合の対応

(1)　甲は、大規模災害の発生が予想され自衛隊に災害派遣を要請する可能性があると判断する場合、乙の迅速な災害派遣に寄与するため、速やかに災害等の状況、じ後の見通し等を乙に連絡するものとする。

(2)　乙は、前項の連絡に基づき、災害派遣準備を推進するとともに、甲及び乙の認識の共有を図るため、必要に応じ、北海道庁、各総合振興局等及び各市町村に連絡幹部を派遣するものする。

２　大規模災害の発生が突発的な場合の対応

(1)　甲は、災害の発生が突発的で、文書による要請ができない場合においては、口頭、電信又は電話を利用する等、時宜に適した手段をもって要請するものとする。

(2)　乙は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、通信の途絶等により甲の要請を待ついとまがない場合、自主的に部隊を派遣し、直ちに、人命救助を第一義とした応急対策活動を開始する。

また、自主的に連絡幹部を北海道庁に派遣する等、速やかに甲との連絡を確保し、甲及び乙の密接な連携のもとに応急対策活動を実施するように努める。

３　情報共有

甲及び乙は、災害対策本部等にそれぞれの情報を一元的に集約し、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施するものとする。

(1)　乙は、甲及び防災関係機関と災害情報を共有するため、発災後、速やかに航空機から撮影した映像を北海道庁に配信するものとする。

(2)　乙は、甲及び防災関係機関と災害情報を共有し、適切な応急対策活動を実施するため、災害の状況・様相により、道庁内に方面連絡調整所を設置するものとする。

併せて、現地での連携を強化するため、各総合振興局等及び各市町村に現地連絡調整所を設置するものとする。

４　海上・航空自衛隊への連絡・調整

乙は、海上・航空自衛隊と協同で応急対策活動を実施する必要性があると判断する場合、速やかに海上・航空自衛隊に対し協力を求めるとともに、乙が主体となり、それぞれの役割分担等について調整を行うものとする。

（応急対策活動における連携）

第８条　自衛隊の実施する応急対策活動

災害派遣時における自衛隊の実施する応急対策活動は、被災者の生命・身体の安全を守るための活動を最優先で実施するものとする。

第９条　海上・航空自衛隊等との協同による応急対策活動実施時の連絡・調整要領

乙は、派遣内容に応じ、海上・航空自衛隊等と協同で応急対策活動を実施するものとする。

この際、甲との連絡・調整窓口を一元化するため、乙、海上・航空自衛隊及び防衛省の関係機関（他国からの支援部隊等も含む。）の実施する応急対策活動に係る連絡・調整は、乙が主体となって実施するものとする。

第10条　緊急交通路線の調整

甲は、乙の応急対策活動に当たり、被災地域への進入が迅速に行われるよう北海道地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワーク等を活用した緊急交通路線の調整を行うものとする。

第11条　活動拠点の使用

甲は、乙及び防災関係機関の活動拠点（施設等を含む。）の使用について、所要の調整をするものとする。

第12条　航空空域等の使用調整

甲は、乙及び防災関係機関と連携し、応急対策活動における離着陸場の指定、飛行ルートの指定、飛行の統制等について調整するものとする。

第13条　救援資機材等の使用

甲は、甲の保有する救援資機材等及び災害時に民間業者から借り上げた機械力等の使用について、所要の調整をするものとする。

第14条　応急対策活動実施間の調整

甲及び乙は、応急対策活動実施間、継続的に派遣の規模・内容等について調整するものとする。

第15条　乙の行う物品の無償貸与及び譲与

乙が甲に物品の無償貸与又は譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令によるほか、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

第16条　経費の負担区分

１　乙の負担する経費は、次の各号に定めるものとする。

（1）　災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費、装備品等の燃料及び修理費

（2）　写真用消耗品費

（3）　災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する賠償費

２　第１項に示す経費以外の負担区分は、努めて早期に甲乙間で協議するものとする。

３　甲は、乙の災害派遣において、甲又は受入側（施設等の管理者、市町村等）が負担すべき経費を具体化し、本協定に追加するとともに、関係する計画等に整理するものとする。

第17条　災害派遣の撤収

甲は、第１４条に定める調整に基づき派遣目的を達したと判断した場合、甲及び乙が協議の上、速やかに乙に撤収を要請するものとする。

（その他）

第18条　協定書の定めのない事項

この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

第19条　協定の見直し

本協定に追加及び修正する必要が生じた場合、甲及び乙が協議の上、逐次に見直しをするものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ１通を所持するものとする。

平成２４年６月７日

甲　北海道知事

乙　陸上自衛隊　北部方面総監

災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の３の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、 乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で、「相当規模の災害」とは、 次の各号に掲げる災害をいう。

（１）　法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の２に規定する緊急災害対策本部が設置された災害

（２）　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害

（３）　乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第３条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

２ 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第４条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

（１）　避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）

（２）　災害ボランティア及び支援物資等の受付事務

（３）　有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業

（４）　り災証明書申請受付及び発行に関する事務

（５）　り災建物判定にかかる現地調査補助

（６）　その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第５条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第４条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

２　丙からの要請については、乙を経由するものとする。

（応援の実施）

第６条 甲は、乙又は丙から第５条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

（自主応援）

第７条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

２ 自主応援については、第５条第１項の規定による要請があったものとみなす。

（費用負担）

第８条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

（その他）

第９条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２６年３月２８日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自１通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成２６年　３月２８日

甲　　財務省北海道財務局
　　北海道財務局長

乙　　北海道
　　北海道知事

　　北海道市長会
　　北海道市長会長

丁

　　北海道町村会
　　北海道町村会長

北海道における災害時等の相互協力に関する協定

北海道開発局、北海道及び札幌市（以下「構成機関」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１項第１号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、又はそのおそれがある場合の相互協力を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、各構成機関が管轄する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容等を定め、もって被害の拡大及び二次災害の防止並びに被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力内容）

第２条　協力内容は、次に掲げる事項の実施に係る資機材の貸与、職員の派遣等に関するものとする。

(1)　施設の被害状況の把握

(2)　情報連絡網の構築

(3)　応急復旧等

(4)　その他必要と認められる事項

２　前項の規定に関わらず、次に掲げる事項については、実施主体、分担等が決定するまでの間、北海道開発局による協力を行うことができるものとする。

(1)　二次災害の防止に資する応急措置の準備（建設資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

(2)　必要最小限の応急措置

(3)　その他緊急に実施することが必要と認められる事項

（協力の要請）

第３条　構成機関は、災害対策に当たり他の構成機関の協力が必要と判断した場合には、電話又はＦＡＸ等により、他の構成機関に協力を要請するものとする。

（要請によらない協力）

第４条　災害が発生し、被災による連絡不能その他の事由により、被災した構成機関から協力の要請がない場合であっても、他の構成機関は、独自の判断により協力を行うことができるものとする。

２　前項に掲げる場合のほか、第２条第２項の状況において、緊急を要し、かつ、要請を待ついとまがないと認められるときは、北海道開発局が独自の判断により職員の派遣を行うことができるものとする。この場合において、北海道開発局は、他の構成機関に対して、派遣内容を速やかに通知するものとする。

（費用負担）

第５条　要請に基づく協力に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として要請を行った構成機関の負担とする。ただし、負担を求めることが困難又は不適当な場合は、構成機関相互で協議するものとする。

（相互協力の連絡等）

第６条　構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平常時から、緊急時の連絡体制及び保有する資機材等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第７条　この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

２　前項に規定する協定等に基づく要請が、構成機関で輻輳する場合は、応援内容について相互に調整を行うこととし、必要に応じて、北海道開発局が調整を行うことができるものとする。

（細目協定）

第８条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度、構成機関が協議の上、定めるものとする。

（適用）

第 10 条　この協定は、平成２８年１２月９日から適用する。なお、「北海道における災害時の相互協力に関する申合せ（平成２１年５月１５日締結）」については、廃止する。

この協定の証として、本書3通を作成し、構成機関が押印の上、各々1通を保有する。

平成２８年１２月９日

北　海　道　開　発　局　長　　印

北　　海　　道　　知　　事　　印

札　　幌　　市　　長　　印

大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書

北海道（以下「甲」という。）と陸上自衛隊北部方面隊（以下「乙」という。）は、大規模災害時における相互の連携がより効果的に図られるよう、平素からの相互協力に関して覚書を締結する。

記

（協定との関係）

1　大規模災害時の連携に向けた、甲と乙との平素からの相互の協力に関しては、「大規模災害時の連携に係る協定書」（平成２４年６月７日付）に定めのある事項のほか、この覚書による。

（防災訓練の協力）

2　乙は、北海道防災総合訓練及び各（総合）振興局の災害対策地方本部運営訓練等において、必要に応じ、乙が保有している災害シミュレーションシステム（以下「訓練システム」という。）等による訓練支援を行う。

3　甲は、訓練システムの整備に関する必要な資料等を乙に対して、支障のない範囲で提供するものとする。

4　甲及び乙は、それぞれが主催する訓練の実施に当たり、支障のない範囲で施設・物品等の利用、その他の支援を行うとともに、防災関係機関の参加の促進を図るものとする。

（防災研修等の協力）

5　甲は、乙又は自衛隊が行う大規模な防災訓練に、積極的に職員を派遣し研修又は参加するものとする。

6　甲及び乙は、それぞれが主催する防災研修等に対して、支障のない範囲で職員を派遣するものとする。

平成２８年３月１７日

甲　　北海道知事　高橋はるみ

乙　　陸上自衛隊　北部方面総監　岡部俊哉

災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関する覚書

北海道（以下「甲」という。）と陸上自衛隊北部方面隊（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における乙の災害派遣における人命救助活動等が円滑に行われるよう、災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関して、下記のとおり覚書を締結する。

記

（協定との関係）

1　大規模災害時の連携に向けた、甲と乙との平素からの相互協力に関しては、「大規模災害時の連携に係る協定書」（以下「災害時連携協定」という。）（平成 24 年 6 月 7 日付）に定める事項によるとともに、災害時連携協定第 11 条に規定する活動拠点として、乙が甲の管理する道立公園を使用する場合に関しては、この覚書による。

（適用）

2　この覚書は、札幌市において震度 7 を観測する地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、道内で大規模災害が発生し、甲から乙に災害派遣要請が行われた場合を基準として適用する。

（公園使用手続き等）

3　乙は、災害派遣活動にあたり、活動拠点として以下の道立公園を使用する場合は甲の災害対策本部指揮室に連絡するものとする。

真駒内公園（札幌市）、野幌総合運動公園（江別市）、噴火湾パノラマパーク（八雲町）、道南四季の杜公園（函館市）、道立ゆめの森公園（中標津町）

4　前項の道立公園ごとの使用地域及び使用目的等は、別紙第１「道立公園使用予定地域」に定めるとおりとする。

5　甲の災害対策本部指揮室は、乙から各道立公園の使用について連絡を受けた時は、災害対策本部建設班に連絡するものとする。

6　甲の災害対策本部建設班は、各地方本部土木技術班を通じて乙の道立公園使用のための準備について、指定管理者に指示するものとする。

7　その他、この覚書に基づき乙が道立公園を使用する場合の連絡調整系統は、別紙第２「道立公園使用に関する連絡調整系統」に定めるところによる。

（不測事態等の処置）

8　乙は、各公園の指定管理者が現地に不在の場合等の事由により、指定管理者が通用門等を開錠できない場合には、門扉設備の一部又は全部の形状を変更し、通過することができるものとする。

9　乙は、使用予定地域が冬期の積雪等により使用不能な状態の場合は、自らの工事等により使用可能な状態にすることができるものとする。

（使用間の管理責任）

１０　乙は、災害派遣活動において道立公園の使用開始から終了（使用地域からの撤収）までの間、使用地域の管理責任を負うものとする。

（使用後の復旧）

１１　乙は、災害派遣撤収要請以降、使用した地域を現状復帰するとともに、各公園の指定管理者の点検を受けるものとする。

（使用時に発生した損失に対する補償）

１２　乙の活動により、使用地域内の施設等が損失し、現状復帰が困難な場合における損失補償に要する費用については、災害時連携協定第 16 条第 2 項の規定に基づき、その負担区分について甲乙間で協議するものとする。

ただし、乙の過失による損失については乙の負担とする。

（都市公園法との関係）

１３　都市公園法第６条に規定する都市公園占用に係る許可については、本覚書の締結をもって代えるものとする。

令和４年（2022 年）３月１０日

甲　　北海道知事　　鈴　木　　直　道

乙　　陸上自衛隊北部方面総監　　沖　邑　　佳　彦

別紙第１

道立公園使用予定地域

道立公園	使用地域	使用目的	備考
真駒内公園 （札幌市）	・自由の広場、屋外競技場及び周辺 （屋外競技場南側公園敷地）	宿泊等展開場所	
	・Ａ駐車場、Ｃ駐車場、屋外競技場周辺 （Ｂ駐車場）	車両等駐車場所	・各駐車場 21時～6時30分は閉鎖 ・Ｂ駐車場 発災後札幌市消防局が使用しない場合には優先使用
	・小体育館、屋外競技場控室等	施設利用	
野幌総合運動公園 （江別市）	・多目的広場Ａ・Ｂ （軟式野球場、硬式野球場）	宿泊等展開場所	
	・南駐車場 （東駐車場）	車両等駐車場所	・南駐車場 21時30分～6時30分は閉鎖、冬期完全閉鎖
噴火湾パノラマパーク （八雲町）	・ピクニック広場、はらっぱ広場 （オートリゾート八雲）	宿泊等展開場所	
	・丘の駅駐車場、八雲ＰＡ駐車場 （ピクニック広場駐車場、花畑駐車場）	車両等駐車場所	・丘の駅駐車場 18時～8時は閉鎖 ・ピクニック広場駐車場及び花畑駐車場 18時～10時は閉鎖、冬期完全閉鎖
	・パノラマ館会議室	施設利用	
道南四季の杜公園 （函館市）	・はらっぱ	宿泊等展開場所	
	・花の丘南駐車場、花の丘北駐車場 （小川の里駐車場）	車両等駐車場所	・各駐車場 17時～9時は閉鎖
	・丘の家、里の舎	施設利用	
道立ゆめの森公園 （中標津町）	・北イベント広場（旧滑走路）芝地域 （南イベント広場、臨時駐車場）	宿泊等展開場所	
	・北イベント広場（旧滑走路） （南イベント広場駐車場）	車両等駐車場所	・北イベント広場 イベント開催時を除き年中閉鎖 ・南イベント広場駐車場 5～11月　19時～6時、12～4月　18時～8時は閉鎖

別紙第２

道立公園使用に関する連絡調整系統

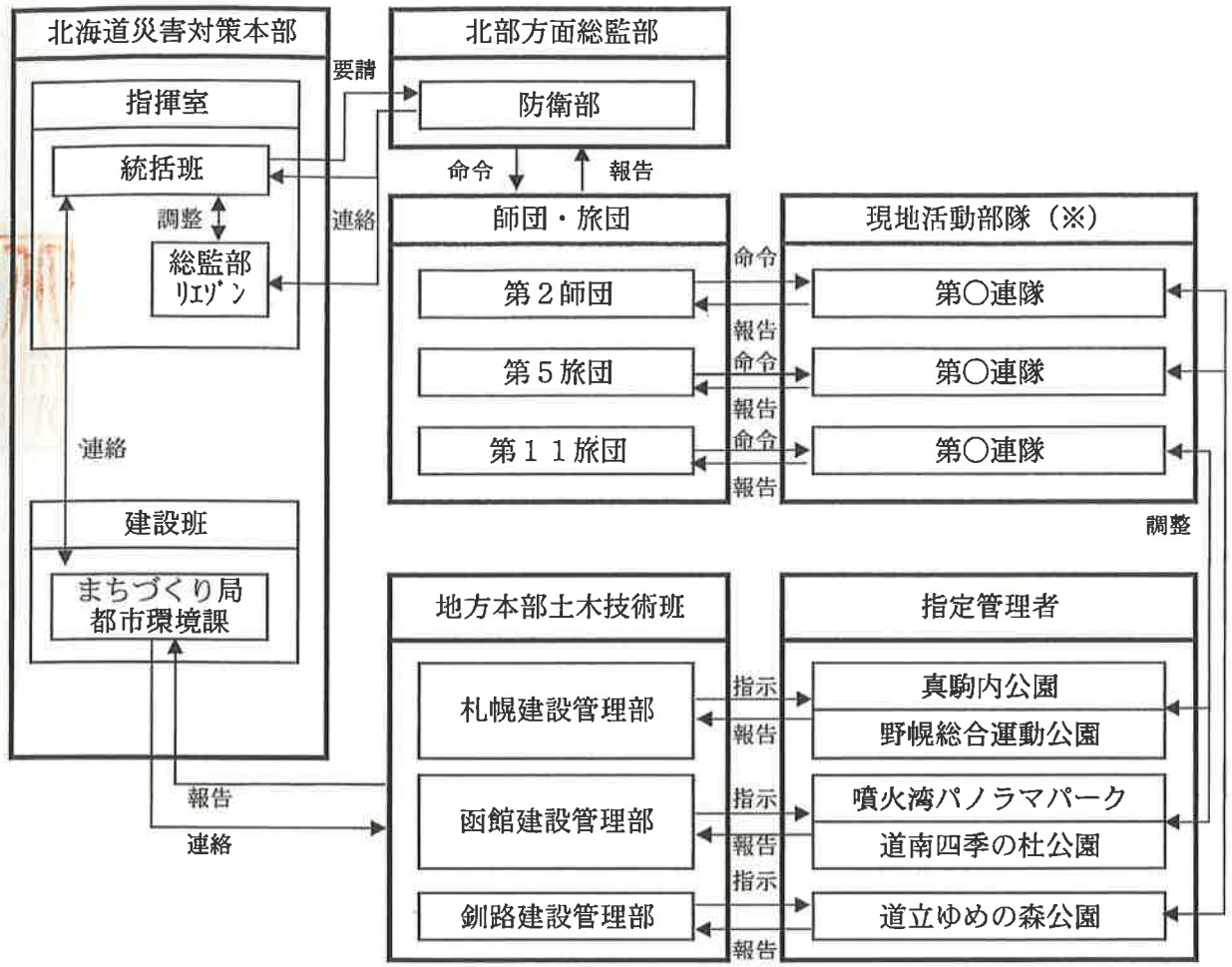

各機関連絡先

機関	窓口	電話番号
北海道災害対策本部	指揮室統括班	011-206-6658
	建設班まちづくり局都市環境課	011-204-5571
北海道災害対策 地方本部 土木技術班	札幌建設管理部維持管理課	011-561-0416
	函館建設管理部維持管理課	0138-47-9630
	釧路建設管理部維持管理課	0154-23-0561
公園指定管理者	真駒内公園	011-581-1961
	野幌総合運動公園	011-384-2166
	噴火湾パノラマパーク	0137-65-6030
	道南四季の杜公園	0138-34-3888
	道立ゆめの森公園	0153-72-0471
北部方面総監部	防衛部防衛課運用班	011-511-7116（内線2504）
第２師団司令部	第３部防衛班	0166-51-6111（内線2792）
第５旅団司令部	第３部防衛班	0155-48-5121（内線2951）
第１１旅団司令部	第３部防衛班	011-581-3191（内線2134）

（※）各公園における活動部隊が決まり次第、活動部隊が指定管理者と直接調整する。